

グローバルマッチプロジェクト事業運営業務 ご質問への回答

質問	回答
企画提案様式3 企画提案提出書に捺印は必要ですか	不要です。企画提案意思確認書（様式2）のみ御捺印ください。
仕様書P1 【5-（2）】参加企業が基準を満たしているかの確認において、確認方法の指定は特にないでしょうか。	確認方法の指定はありません。
仕様書P2 【6-（4）】合同企業説明会の会場に受託者の設備（場所）を使うことは問題ないでしょうか。	問題ありません。
仕様書P3 【6-（6）】受託事業者が受領する参加企業の費用は、受託事業者が本事業費用として徴収するものでしょうか？（受託者が収納した金額は市へのお支払いは必要ですか？）	【仕様書 6-（3）及び（4）】の提供に係る経費として受領するものであり、本市への支払いは必要ありません。
仕様書P3 【6-（6）】領収書に代えて請求書の写しの提出とすることも問題ないでしょうか。	受領したことが分かる挙証書類等であれば問題ありません。
仕様書P5 【8-（11）】積算において一般管理費は認められますか。	認められます。
仕様書P5 【9-（7）】本業務の予算には国の予算も含まれますか	現時点においては、国家予算は含まれておりません。今後（契約後含む）、国家予算が含まれる可能性はあります。

<p>募集要領P6 【15－（3）】 契約締結に際し、契約保証金の納付義務はありますか。</p>	<p>札幌市契約規則第25条に基づき、以下の場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。</p> <p>(1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。</p> <p>(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。</p>
<p>募集要領P7 【16－（5）】 契約書（案）で事業精算時に提出が必要な書類があればご教示ください。（実施報告書のみで良いでしょうか）</p>	<p>実施報告書を想定しております。</p>